



区のお知らせ

足立区

編集/企画部広報課
足立区千住一丁目4-18
☎ (882) 1111
第二庁舎 ☎ (889) 6161

選挙人名簿登録者数
(55.9.1 現在)

男	213,018
女	211,209
計	424,227



みんなで選ぼう
あすの足立たくす人

足立区長選挙

足立区議会

議員補欠選挙

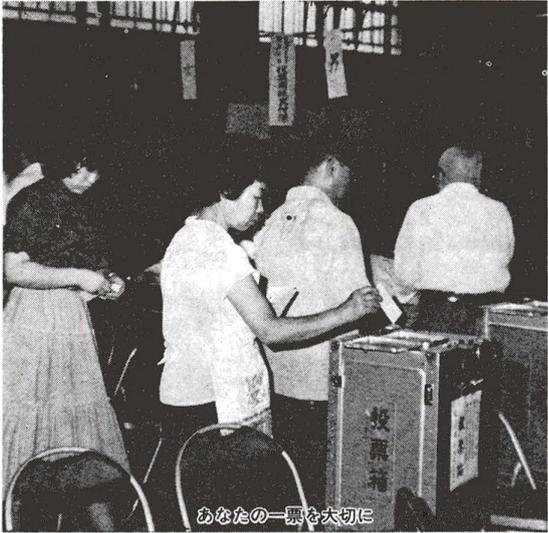
九月二十一日(日)は、足立区長選挙、足立区議会議員補欠選挙です。両選挙は、九月十一日に告示され、十日間の選挙運動期間を経て、二十一日が投票日となります。区長、区議会議員、いずれも私たちの生活に最も身近な足立区政を担う人々です。とりわけ区長選挙は、公選復活後、統一地方選挙のひとつとして、今までに二回行われましたが(前回は昨年四月)、三回目の選挙としては、足立区が最初となります。私たちの街——足立を住みよいためとするためには、区の長や区民の代表としての議員に最もふさわしい人を、できるだけ多くの有権者が参加する投票で選ぶ必要があります。有権者の皆さん、九月二十一日には、忘れずに投票しましょう。

投票日は 9月21日

午前7時
～午後6時

区長選挙・区議会議員補欠選挙

9月21日(日)は 忘れずに投票しましょう



あなたの一票を大切に

日本国民



9月1日現在で満年齢20年以上の人
(昭和35年9月2日以前に生まれた人)



足立区に引き続いて3ヵ月以上(9月21日まで)住んでいる人
(ただし、昭和55年6月1日まで
に住居票を作成している人)



投票できます

投票できる方

投票できる方は、選挙権があり、足立区の選挙人名簿に登録されている人です。今回の選挙に用いる選挙人名簿は、九月一日を基準日として、九月十日に登録する定時登録名簿です。これらの要件を満たす方は、右表の通りです。

足立区から転出した方

選挙人名簿に登録されている方で、投票日前に区外に転出した場合

は、今回の選挙では投票できません。足立区長・区議会議員補欠選挙は、足立区という地縁的性格をもつたひとつの自治体の選挙です。そのため、区政の代表を選ぶのは、足立区の住民に限られるわけです。

足立区に転入した方

昭和五十五年六月一日までに、転入届を済ませていない方は、九月一日現在で登録される三ヵ月要件が満たないため、選挙人名簿に登録されませんので投票できません。

足立区内で転居した方

昭和五十五年八月十五日までに転居届を出張所に提出した方は、新住所地の投票所で投票します。八月十六日以降転居届を出した方は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、ご了承ください。

入場整理券

入場整理券は、九月十一日頃発送します。郵便事情の都合で、三日かかるところもありますので、ご了承ください。入場整理券は、投票所の混雑を避けるために発行するものです。万一紛失した方、届かなかった方も、投票資格があれば投票できますので、投票当日、投票所の調査係まで申し出てください。

投票の順序

投票時間は、午前七時から午後六時までです。投票は、区長選挙が先で、区議会議員補欠選挙が後になります。最初に入場整理券を名簿対照係に差し出し、照合を経て、区長選挙の投票用紙(桃色)を受け取り、投票します。次に区議会補選の投票用紙(浅黄色)を受け取り、投票します。

区長選挙の投票用紙に区議会補選の候補者名を記入した場合や、逆に区議会補選の投票用紙に区長選挙の候補者名を記入した場合は、無効となりますので、ご注意ください。

不在者投票

投票は、原則として、本人が投票所に向いて行うものです。例外として、次の理由等により、当日、投票所に行けない方に限って、前もって不在者投票ができます。

●不在者投票のできる方

- ▽投票区域外で仕事に従事中
 - ▽計画を変更することの困難な結婚式、法事などで足立区外に旅行中
 - ▽病氣、出産、老衰などで歩行が困難
- 不在者投票受付日時・場所
期間 九月十二日(木)～九月二十日(土)
時間 午前八時三十分～午後五時
(土曜日、日曜日、祝日も同じ)
場所 足立区選挙管理委員会事務局
(足立区役所三階)

区長選 区議補選 当選者の任期

区長：投票日(九月二十一日)から昭和五十九年九月二十日までの四年間で区議会補欠議員：昨年四月二十二日に行われた統一地方選挙の際に、選ばれた区議会議員五十六名の任期は、昭和五十四年五月一日から昭和五十八年四月三十日までです。そのうち欠員について補欠ですから、前任者の残任期間である昭和五十八年四月三十日までです。

不在者投票の方法

直接窓口で投票する方
区の選挙管理委員会事務局で宣誓書兼請求書に理由等を記入してください。その場で投票できます。その際、印鑑(認印)と入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

旅行先で投票する方

旅行や仕事などで、遠隔地に滞在している方で、郵便で選挙管理委員会に投票用紙を請求した方は、郵送された投票用紙在中の封筒を、そのまま持って最寄りの市や町の選挙管理委員会へ投票してください。

病院や老人ホームで投票する方

病院や老人ホームなどに入院(園)中の方で、その施設が不在者投票のできる指定病院(老人ホーム)になっているれば、そこで投票することができます。くわしくは、病院やホームでお尋ねください。なお、区内の指定病院等は、上表のとおりです。

郵便(在宅)投票

体の不自由な方のうち、次の理由に該当する方に限って、家にいたまま郵便で投票できます。
対象 ▼身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢または体幹の障害が

選挙についてのお問い合わせは 足立区選挙管理委員会へ

代理投票 点字投票

●代理投票
手など不自由な方、ご自分では文字を書けない方は、各投票所係員に申し出てください。代理投票ができます。また、各投票所に車椅子が用意してありますので、身体の不自由な方は、ご利用ください。
●点字投票
眼の不自由な方は、点字によって投票ができます。係員に申し出てください。

開票日は 9月22日

開票事務、および当選者を決める選挙会は、九月二十二日(月)午前八時から、足立区体育館で行います。選挙権のある方は、参観できますので、希望者は、当日受付へ申し出てください。ただし、会場の都合で入場を制限することがあります。